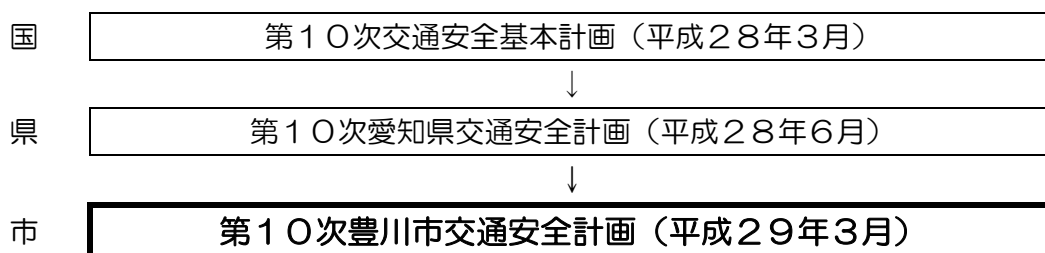


第10次豊川市交通安全計画【概要版】

豊川市では、交通安全対策基本法（昭和45年法律110号）第26条第1項に基づき、平成23年度から平成27年度までを計画期間とする、第9次豊川市交通安全計画を策定し、様々な交通安全施策を展開してまいりました。

今回、国の基本計画や愛知県の交通安全計画を踏まえるとともに、豊川市交通安全対策会議の構成委員である豊川警察署、中部地方整備局、愛知県東三河建設事務所などの協力を得て、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする、「第10次豊川市交通安全計画」を策定するものです。



【計画期間】

平成28年度から平成32年度まで

【基本方針】

- ・人命尊重の理念に基づき、人優先の交通安全思想を基本にします。
- ・交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失も勘案して、究極的には交通事故のない社会を目標とします。
- ・計画期間内に達成すべき数値目標を設定するとともに、その実現を図るために講じるべき施策を明らかにしていきます。

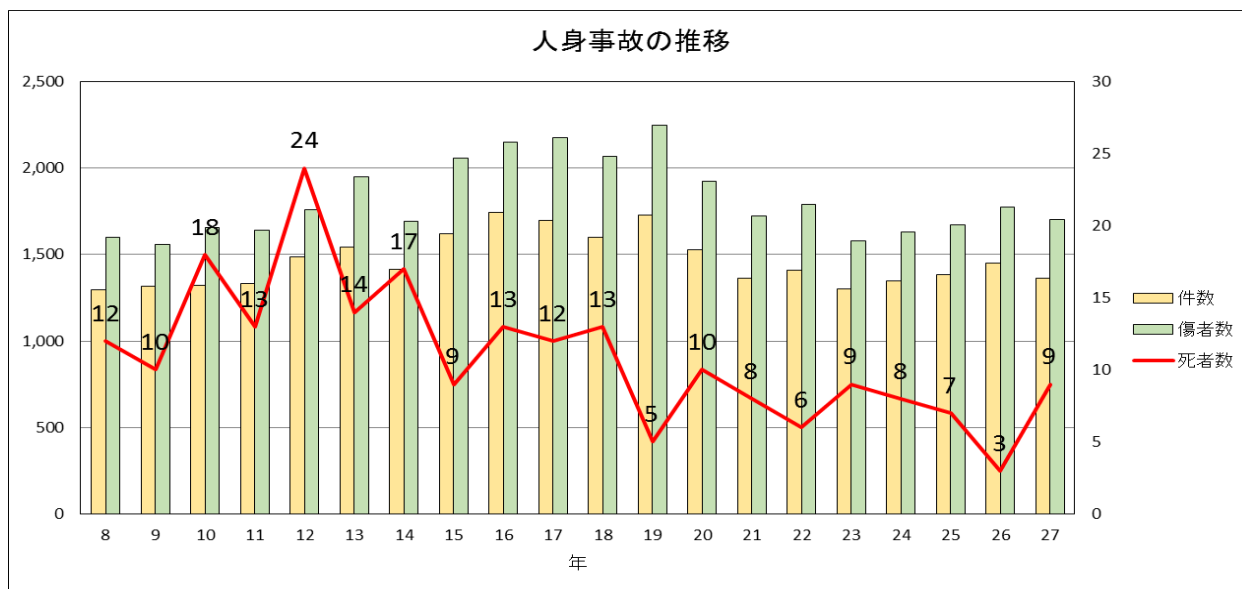
【目 標】

年間の24時間死者数を5人以下、交通事故死傷者数を1,400人以下とします。

【交通事故の現状と推移】

本市の交通事故は、第6次計画初年度である平成8年以降、年間の24時間死者数は平成12年の24人をピークに、増減を繰り返しながら減少傾向となっています。

第9次豊川市交通安全計画（以下「第9次計画」という。）の計画期間（平成23年度～27年度）においては、計画の目標値である死者数5人以下に対して、平均が7.2人という結果となりました。



平成 27 年の交通事故の発生状況の特徴は次のとおりです。

- (1) 車両単独事故を除き、全てが歩行中、自転車乗用中の死亡事故でした。
- (2) 交通死亡事故者のうち高齢者が全体の 6 割以上を占め、歩行中・自転車乗用中に事故にあっています。
- (3) 交差点及び交差点付近での安全運転義務違反による死亡事故が、6 割以上を占めています。
- (4) 夜間・深夜の全ての死亡事故で、反射材を使用していませんでした。

【新たに追加した主な項目・内容等】

- 道路交通の安全対策を考える視点の項目を新たに追加
- 歩行者空間のバリアフリー化の積極的な推進の項目を追加
- 自転車の安全利用推進に関する条例の検討
- 高齢者の事故実態に応じた指導や交通安全用品の普及
- 思いやりの意識と交通マナーの向上の推進

【計画の主なポイント】

○高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

高齢者、障害者等を含めた全ての人が安全に安心できる歩行空間の整備を推進します

○道路交通環境整備への住民参加の促進

町内会組織等の意見集約に努め、道路交通環境整備への住民参加を推進します

○自転車安全利用のための啓発活動の推進

自転車の交通ルールやマナーの徹底を図るため、啓発活動を推進し条例の整備を検討します

○高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者交通安全教室等を開催し、高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行います

○自転車の安全利用の推進

乗車中にスマートフォンやイヤホン等を利用することの危険性について、周知徹底を図ります

○高齢運転者対策の充実

運転免許証自主返納支援を含めた高齢運転者対策の充実を図ります